

令和3年度 地域の見守りネットワーク推進講座



(C) YUKIISHII

地域で見守り、気づいてつなく！

『消費者トラブルの未然防止や、見守りのポイントを学ぶ』

＜講師派遣 申込要領＞

▶ 詳細は次ページ以降をご覧ください

消費者被害をくい止めるには、高齢者本人に問題意識を高めていただくとともに、家族やまわりの方々のご協力により、相談機関につないでいただくことが重要です。

そこで大切なのが、消費生活推進員や地域の人たちの「見守り」や「気づき」です。高齢者の消費者被害の現状や、被害発見のための気づきのポイント等についてご理解いただき、活動にお役立ていただけるよう、消費生活推進員等が実施する研修や高齢者の方を対象とした行事（昼食会やサロン等）に講師を派遣します。

- 令和2年度の消費者トラブルに関する相談のうち、約34%が60歳以上の方に関する相談です。
- 被害を人に相談することが出来ず一人で悩んだり、「過去に受けた被害を回復させてあげる」といった内容で二次被害が発生したり、そのうちに被害金額が高額化してしまう例があります。



消費者トラブルを防ぐためには、悪質商法の手口を知っておくことが大切です。

万が一、被害に遭ってしまっても、その後の対処法を知っておくことで、被害を回復できることもあります。地域や身近な人の消費者被害に気づき、被害の拡大を防ぐことができるかもしれません。

【参加者の感想】



(C) YUKIISHII

- 高齢者の消費者被害の現状や、悪質商法の手口、消費者被害防止のために周囲が出来ること等がよくわかった。
- 高齢者の見守りのポイントなど、日頃のコミュニケーションの重要性を感じた。
- 悪質商法を未然に防ぐためのポイントが書かれたボードや○×クイズ、紙芝居など、参加者を飽きさせない工夫もあって、参加者・スタッフ共々悪質商法未然防止の意識を深められた。



## 1 講師派遣対象

- (1) 消費生活推進員が主催する研修や講座など
- (2) 自治会・町内会などが主催する研修や講座など
- (3) 見守り関係者が集まる会議や地域の高齢者を対象とした昼食会、サロンなど

## 2 講師及び講座の内容について

講 師	内 容	所要時間の目安
・消費生活相談員 ・消費生活推進員 OB ・弁護士 など	○消費生活推進員や地域の人たちの「見守り」や「気づき」のポイント ○事例に基づき、高齢者の消費者被害の現状や悪質商法の手口、消費者被害に遭わな いたためのポイント ○消費者被害に遭ってしまった時の相談 窓口などについて紹介します。	30分～90分

※ 所要時間は目安です。ご希望に応じ、講師と調整していただくことができます。

## 3 受付期間

令和4年1月11日（火）まで

※ 令和4年2月10日（木）までに  
開催するものを対象とします。

感染症の拡大状況等により  
講師派遣の中止や延期等の  
調整させていただく場合がございます。  
あらかじめご了承ください。

## 4 申込みについて

### (1) 申込方法

開催日の6週間前までに電話（045-671-2584）にてご連絡いただいたあと、  
「地域の見守りネットワーク推進講座依頼書（P4）」を提出してください。

### (2) 申込先

経済局 消費経済課消費生活係 講師派遣担当

○電話 : 045-671-2584

○FAX : 045-664-9533

○Eメール : [ke-syohikeizai@city.yokohama.jp](mailto:ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)

## 5 経費負担

講師派遣は無料です。ただし、資料の印刷に要するコピー代はご負担ください。

## 6 講師の選定について

依頼書に基づき、経済局消費経済課から講師派遣団体へ連絡をします。講師の決定までは2週間前後、お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

講師が決まりましたら、経済局消費経済課から申込者に連絡をします。

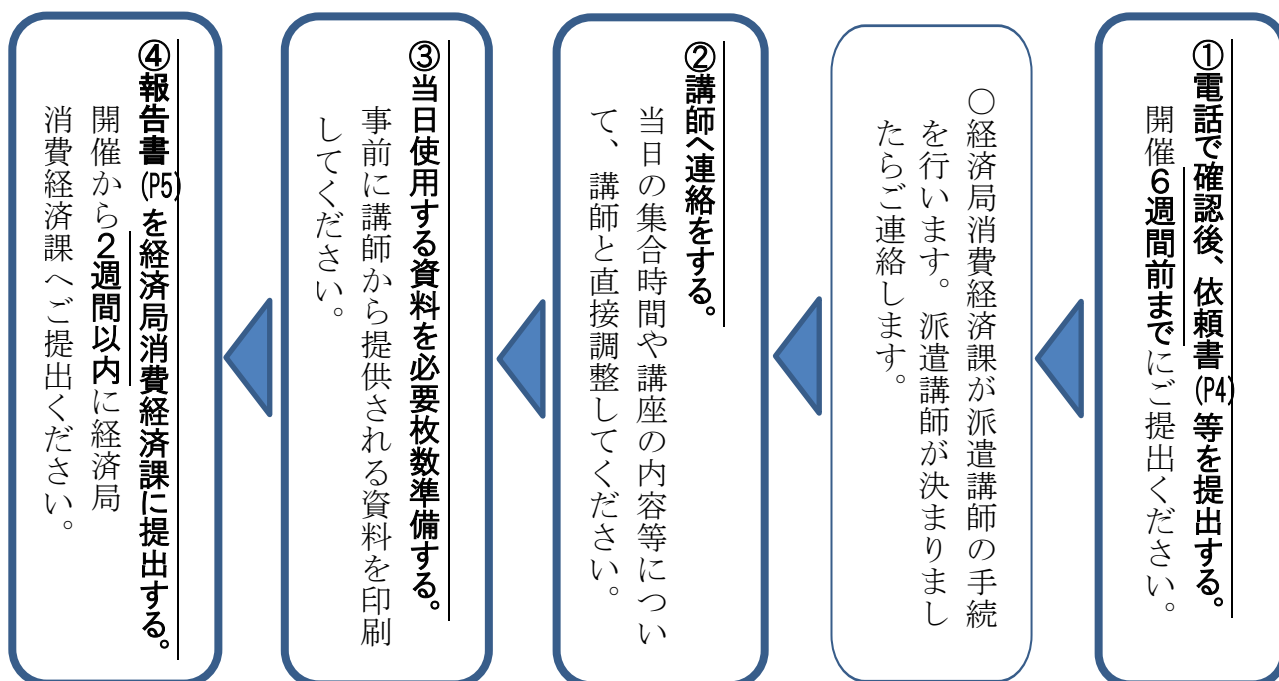
## 7 開催日までの準備について

申請者から講師に連絡を取り、事前に当日の集合時間や流れ、講座の内容などについての調整をお願いします。

## 8 講座の報告について

開催後、**2週間以内**に「地域の見守りネットワーク推進講座報告書(P5)」を経済局消費経済課にご提出ください。

## 9 申込から講師派遣までの流れ **申込者にやっていただくことは①～④です。**



## 10 問合せ先

経済局消費経済課消費生活係

○電話：045-671-2584

○F A X : 045-664-9533

○Eメール：[ke-syohikeizai@city.yokohama.jp](mailto:ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)

地域の見守りネットワーク推進講座講師派遣依頼書

年 月 日	
_____ 区 _____ 地区	
申込者(役職) _____	
住 所(〒 _____ ) _____ 区	
電 話 ( _____ ) FAX ( _____ )	
Eメール ( _____ )	
次のとおり、講師の派遣を依頼します。	
1. 開催日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 (研修等全体の開催時間)
2. 講演時間 (質疑応答含む)	時 分 ~ 時 分 ( 分間)
3. 場 所	会場名 : ( _____ )
	住所 : (〒 _____ ) _____ 区 会場への行き方 (例 : 最寄駅〇〇 バス停〇〇から徒歩〇分 等) ( _____ )
4. 参加予定人数 (該当するものに☑を してください)	<input type="checkbox"/> 参加人数 : _____人 (うち消費生活推進員 _____人) <input type="checkbox"/> 対 象 : 該当するものに○を付けてください。 成 人 (主に若者 成人一般 主に高齢者) <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
5. 希望する講師(職種)	
6. 全体スケジュール	(本講座以外に予定されている内容がありましたら記入してください)
7. その他、質問事項等	
8. 感染症対策シート	<input type="checkbox"/> : 確認済み
9. 備考 (経済局使用欄)	

※ 開催日の6週間前までに経済局消費経済課へご提出ください。

【送付先】 経済局消費経済課宛て

FAX(045-664-9533) 又は Eメール(ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)

### 地域の見守りネットワーク推進講座講師派遣報告書

年 月 日	
区 地区	
申込者（役職）	
電 話（ ） FAX（ ）	
Eメール（ ）	
講師派遣について、次のとおり報告します。	
1. 開催日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分（ 分間）
2. 参加人数 （該当するものに☑を してください。）	<input type="checkbox"/> 参加人数：_____人（うち消費生活推進員 _____人） <input type="checkbox"/> 対 象：該当するものに○を付けてください。 成 人（主に若者 成人一般 主に高齢者） <input type="checkbox"/> その他（ ）
3. 講座の内容	
4. 感 想	（今後の参考とするため、参加者の感想などをご記入ください）

※ 開催日から、2週間以内に経済局消費経済課へご提出ください。

## 講座の開催(講師派遣)における感染症対策シート

講座を開催(講師派遣)する際には、「密閉」「密集」「密接」をさけていただき、次の項目のとおりできる限りの感染防止対策を徹底してください。

- 開催案内を行う場合は、注意事項を通知等に記載し、事前周知を行うこと
- 感染防止対策の徹底を促す貼り紙の掲示や、チラシ配布により徹底を促すこと
- 発熱等の症状のある方の参加制限  
会場入り口での注意喚起（張り紙、熱や咳の症状がある方はご遠慮いただくなど）
- 咳エチケット、マスクの着用を参加者、講師、スタッフ等へ周知すること
- 受付及び会場での間隔（出来るだけ2m 最低1m）確保
  - ・アクリルパネル等の設置
  - ・状況に応じて入場者等の人数制限
  - ・隣の人と一つ飛ばしに座る
  - ・登壇者との距離を対面で2m以上あける
- 参加者同士の距離を十分に確保し、過度な大きさ、頻度の声出しを控える
  - ・大きな声（声援など）を出させない、対面での会話をしないような環境づくりをすること
  - ・講座等の前後や休憩時間などにおける交流を極力控えること
- 手指消毒の設置  
アルコール消毒液を会場に設置する、ない場合は手洗いの徹底を行う
- 屋内においては施設の喚起に留意
  - ・窓やドアのある環境では、2方向の窓を同時に開けるなどにより、換気を励行する  
（30分に1回5分程度）
  - ・窓が1つしかない場合は、入口のドアを開ける
  - ・換気設備、扇風機、換気扇を併用
- 飲食は控えること（水分補給は可）
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者等の連絡先を適正に管理すること
- 検温、参加者名簿の提出等について、施設管理者からの指示で実施した場合は、市消費経済課に報告すること
- 感染者発生の際は、参加者及び施設管理者、市消費経済課に速やかに連絡すること